

氏名(本籍地)	鈴木日出夫(千葉県)		
学位の種類	博士(会計・ファイナンス)		
報告・学位記番号	甲第386号(甲会第1号)		
学位記授与の日付	平成27年9月25日		
学位記授与の要件	本学学位規則第3条第1項該当		
学位論文題目	収益認識方法としての工事進行基準の研究 —国際商取引の建設工事請負契約(EPC契約)案件を中心—		
論文審査委員	主査 教授	博士(経営学)	石井 薫
	副査 教授	博士(経営学)	幸田 浩文
	副査 教授	博士(商学)	井上 善海

【論文審査】

鈴木日出夫氏の論文「収益認識方法としての工事進行基準の研究—国際商取引の建設工事請負契約(EPC契約)案件を中心—」は、物品の供給と工事施工をあわせた工事込み輸出案件を対象に、会計上の収益認識方法としての工事進行基準の研究に取り組んだものである。

本論文の全体は、序論と6章と結論、それに補論から構成されている。序論では、先ず、本研究の背景と研究の目的について、EPC契約案件の実務に従事してきた鈴木氏自身の経験による実務者の視点から、工事進行基準が単一の収益認識方法になりうることを論じている。

第1章「EPC契約案件に係わる基本問題」では、EPC契約案件の実務に関して、物品の売買契約におけるウィーン売買条約、インコタームズ、米国統一商法典(UCC)などでは、「所有権」でなく「リスク負担」が「責任の分岐点」となっており、国際商取引における支払い条件と決済方法の実務では、工事契約に関わるFIDIC契約約款でも、「所有権」でなく「リスク負担」に責任の分岐点をおいている。しかし、リスク負担に売主と買主の責任の分岐点があっても収益認識条件に直接結びつくものでないと論じている。

第2章「収益認識の基礎概念—概念フレームワークを中心に—」では、収益と費用の定義を踏まえた上で、収益認識に関して、FASBの概念フレームワーク(第5号、第6号、第8号)、IASBの概念フレームワーク、それにわが国の概念フレームワークを取り上げ論述している。ここでは、FASBの概念フレームワーク第5号で、工事契約において表現の忠実性を理由に、工事進行基準による収益認識方法が適用されていること、

IASB2010年概念フレームワークと FASB 概念フレームワーク第 8 号において、財務報告の持つべき基礎的な質的特性として「信頼性」が「忠実な表現」へと置き換えられていること、わが国の概念フレームワークにおいて「リスクからの解放」概念に対して、表現の忠実性とのバランスを検討する必要性があることなどを指摘している。

第 3 章「収益認識における実現概念—IAS 第18号を中心に—」では、物品の販売についての収益認識に関して、米国における実現概念や IAS 第18号の収益認識を取り上げ、IAS 第18号とわが国「企業会計原則」における収益認識基準には大きな相違がないこと、IAS 第18号の収益認識条件は、FASB の概念フレームワーク第 5 号と同じ内容を含意していること、また IAS 第18号のリスク・経済価値アプローチは、企業の収益稼得過程で、特定の移転プロセスが完了した時点＝物品の引渡しで収益を認識することなどを論述している。

第 4 章「収益認識基準としてのリスク・経済価値アプローチと支配アプローチ」では、IAS 第18号や英国会計基準 FRS 5 の「リスク・経済価値アプローチ」と IASB と FASB の収益認識に関わる共同プロジェクトの2010年公開草案における「支配モデル」を比較検討している。その結果、いずれもある特定の事象が発生した時点で収益を認識することに変わりはなく、収益認識に対する保守的な対応の程度の差でしかないとして、IAS 第18号のリスク・経済価値アプローチと IASB・FASB の収益認識に関わる共同プロジェクトの支配アプローチの間に、本質的な相違はないと論じている。

第 5 章「わが国及び海外における工事進行基準」では、工事契約における収益認識基準として、わが国の企業会計基準第15号「工事契約に関する会計」や IASB の工事契約の会計基準である IAS 第11号及び米国 FASB の工事契約に関わる会計基準（会計基準化体系 Subtopic No.605-35）などについて論述している。次いで IASB と FASB の収益認識の共同プロジェクトに関わる AAA や EFRAG のコメント・レターにおける工事進行基準について検討した結果、工事進行基準の立脚ポイントがこれ迄の実現主義の例外という考え方から、工事進行基準の持つ企業活動の忠実な表現という側面に焦点を移していることから、企業活動における業績の忠実な表現をするとともに、保守性、慎重性に対するバランスを図りながら工事進行基準は単一の収益認識方法として適用できる可能性があると論じている。

第 6 章「単一の収益認識方法としての工事進行基準の可能性」では、EFRAG の公表した PAA in E 討議資料における継続的アプローチと決定的事象アプローチは、工事進行基準に一定時点で収益認識を行う考え方を含めれば、必ずしも対立した収益認識方法ではないと論じている。また、IASB と FASB の共同プロジェクトにおける2011年再公開草案では、工事進行基準の考え方を優先しているとみられることや、AAA のプロフィット・マージン法は、成果物と対価の交換以前に収益を計上することと収益認識に対する慎重

性・保守性とのバランスを図るものと指摘している。さらに、企業の契約履行が進捗するにつれてリスクが低減するという観点から工事進行基準を捉えると、会計上の収益認識方法としての工事進行基準は、PAA in E 討議資料の継続的アプローチや2011年再公開草案における「一定期間に充足される履行義務」と整合性がとれるとともに、実務におけるリスク変化を責任の分岐点とする考え方とも整合性を図れると論じている。

本論文の「結論」では、これ迄の考察を踏まえて、EPC 契約案件における単一の収益認識方法として工事進行基準の適用を提言している。単一の収益認識方法として工事進行基準を適用する理由は、次の3つの点にあるという。第1は、「決定的事象アプローチ」は、その決定的な事象の集積として、「継続的アプローチ」に包括されるとみることにより、工事進行基準は工事に伴う物品の販売契約にも、工事・サービスの移転（引渡し）にも適用できるからである。第2は、新しい概念フレームワークで、財務報告における「信頼性」が「忠実な表現」に置き換えられたことにより、工事進行基準は財務報告における「忠実な表現」という質的特性に基づいた会計上の収益認識方法になるからである。第3は、企業における顧客との契約におけるリスク移転を「一定時点」で発生するというのではなく、決定的なリスクの移転が積み重なって継続的なリスクの移転が形成されると考えることにより、工事進行基準はリスクの減少に着目した単一の収益認識方法として適用できるからである。それにEPC 契約案件の「実務者」の視点から、実務上は、取消不能な確認信用状の開設を顧客に要求することなど、支払条件を改善することで対価の支払いを確実なものにしていることもある。AAAのプロフィット・マージン法は顧客からの対価の受領＝収入の累積によって工事進捗率の把握を行う工事進行基準であったが、鈴木氏はさらに顧客に対する請求書発行・顧客受諾ベースでの工事進行基準を提案していることには、本論文のオリジナリティが認められる。

【審査結果】

本論文を提出する以前に、中間報告会や公聴会などを通じて、全体の論理構成、外国文献の専門的な訳語、文章表現、結論の明確化など、幾多の問題点や修正点が示された。鈴木氏はそれらのコメントや助言を真剣に受け止めて改善を重ねてきた。鈴木氏の研究は、工事契約に関わる会計基準というわが国では先行研究が少ない領域にチャレンジし、海外の研究動向を踏まえて的確にまとめ上げたものであり、工事進行基準をめぐる論争に一石を投じるものである。また工事契約に関わる海外の会計基準の相互影響などがわかるように出来事の年代記を作成して、諸基準の内容を丹念に整理しながら論点を明確にしていることは高く評価される。鈴木氏は海外での実務経験から英語に精通しており、公開草案に対するコメント・レターなどの英文資料も調査して、本論文に反映している。特に実務者としての長年の経験を基に、単一の収益認識方法として工事進行基準の適用を提言する結

論を導出したことには実践的に十分な説得力がある。

本論文には重複した記述を整理して、より明確な論理展開が望まれることなど、改善すべき点もみられる。しかし、国際商取引において、建設工事請負契約に関わる会計基準のあり方が重要な課題となっている今日、同氏の研究は、まさにタイムリーで、会計実践の今日的課題に応える貴重なもので社会貢献の意義も認められる。とりわけ、わが国では真正面から本格的に取り組んだ先行研究がみられない領域に、鈴木氏自身の海外実務経験を生かして意欲的に取り組み、会計実務に有用な提言をしていることは、独創的な研究成果として認められる。

以上のことから、本研究は、わが国における工事進行基準に関する研究として高く評価される。また鈴木氏による本学位請求論文は、経営学研究科の博士学位審査基準に照らしても妥当な研究内容であると認められる。従って所定の試験結果と論文評価に基づき、本審査委員会は全員一致をもって、鈴木氏の博士学位請求論文は、本学博士学位（会計ファイナンス）を授与するに相応しいものと判断する。